

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業 者 名	住 所	備 考
葉隠勇進株式会社	東京都港区芝四丁目13-3 PMO田町東10F	

2. 指名停止措置期間 令和6年7月9日～令和6年10月8日（3箇月）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する物品・役務調達契約等

4. 事実概要

名古屋市の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和6年5月22日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第5号に該当する。
なお、課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、指名停止等規程第4条第3項を適用して2分の1の指名停止期間に短縮する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 第4条第3項 (指名停止期間の特例) 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、(中略)、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。	当該認定をした日から 6箇月以上18箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)